

「わいせつ行為」防止について

令和3年4月1日
岩村田高等学校

本校は、徹底した安心安全な学校づくりを目指し、生徒の人権を踏みにじる不適切な行為は絶対に起こさないとの決意をもって、教職員全員が教育活動に取り組みます。

特に、「わいせつ行為」を防止するために、以下の取組をします。

- 1 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。
相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じたりする。
やむを得ない場合は、校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- 2 教室、研究室、その他諸室の管理等を適切に行う。
 - (1) ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
 - (2) ドアの小窓等の設置が難しい部屋は、部屋の管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況を確認する。
 - (3) 部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵を複数化し、別に保管する。
- 3 生徒・保護者とは私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- 4 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- 5 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- 6 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- 7 わいせつ行為が疑われるときはもとより、部屋の管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じたりしたときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口または校外通報・相談窓口へ連絡をする。